

経済産業省

20190618貿局第2号
輸出注意事項2019第26号
経済産業省貿易経済協力局

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達を次のように制定する。

令和元年6月25日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

包括許可取扱要領等の一部を改正する通達

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け貿局第1号・輸出注意事項17第7号）、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）、輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第32号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和元年6月27日から施行する。

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達案

改 正 案	現 行																								
<p>I. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>(注) 大量破壊兵器関連貨物等（輸出令別表第1の2から4までの項又は15の項の中欄に掲げる貨物）の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合には、当該技術を用いて取引の相手方が製造した該当製品の販売先が確定したときに、その販売に先立ち経済産業省の事前同意を得ることとの誓約を最終需要者の誓約書に追加して記載することが必要となる場合があります。また、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術の提供にあっても、同様の誓約書を求める場合があります。当該誓約内容については別記2を参照してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III.～V. (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u> (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u>に該当するもの</td> <td style="text-align: center;">と地域①</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">経済産業局 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u> (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> に該当するもの	と地域①	A	経済産業局 (※1)	<p>I. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>(略)</p> <p>① (略)</p> <p>(注) 大量破壊兵器関連貨物等（輸出令別表第1の2から4までの項又は15の項の中欄に掲げる貨物）の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合には、当該技術を用いて取引の相手方が製造した該当製品の販売先が確定したときに、その販売に先立ち経済産業省の事前同意を得ることとの誓約を最終需要者の誓約書に追加して記載することが必要となる場合があります。また、別表2の付表に掲げる技術の提供にあっても、同様の誓約書を求める場合があります。当該誓約内容については別記2を参照してください。</p> <p>② (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>III.～V. (略)</p> <p>別表1 貨物、仕向地及び提出書類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貨 物</th> <th style="text-align: center;">仕向地</th> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">申請窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。</u>)</td> <td style="text-align: center;">と地域①</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">経済産業局 (※1)</td> </tr> </tbody> </table>	貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口	(略)	(略)	(略)	(略)	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。</u>)	と地域①	A	経済産業局 (※1)
貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ) 告示で定める貨物 (ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u> (ハ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</u> に該当するもの	と地域①	A	経済産業局 (※1)																						
貨 物	仕向地	提出書類	申請窓口																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、 <u>貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。</u>)	と地域①	A	経済産業局 (※1)																						

<p>(ニ)輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ホ)輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ヘ)輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>(ト)輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの</p>							
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(イ)告示で定める貨物</p> <p>(ロ)輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</p> <p>(ハ)輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの</p> <p>(ニ)輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの</p> <p>(ホ)輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号及び第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの</p> <p>(ヘ)輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するもの</p> <p>(ト)輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するもの</p>	ち地域	C	本省	<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(ただし、告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハのいずれかに該当するものを除く。)</p>	ち地域	C	本省

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技 術	提供先国	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	い地域②	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ろ地域	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	い地域②	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物	ろ地域	(略)	(略)

別表2 技術、提供先国及び提出書類

技 術	提供先国	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	い地域②	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術又は輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ろ地域	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)	い地域②	(略)	(略)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術並びに輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物のうち貨物等省令第1	ろ地域	(略)	(略)

のうち貨物等省令第14条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)				4条第一号に該当する貨物及び14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術を除く。)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	ほ地域	(略)	(略)	外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術、輸出令別表第1の14又は15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術及び貨物等省令第3条二号イ(二)、(三)に該当する貨物に係る技術を除く。)	ほ地域	(略)	(略)
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、別表2の付表1若しくは別表2の付表2に掲げる技術又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ほ地域	(略)	(略)	外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物に係る技術のうち、別表2の付表に掲げる技術又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物に係る技術	ほ地域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	と地域①	(略)	(略)	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術を除く。)	と地域①	(略)	(略)
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術を除く。)	ち地域	(略)	(略)	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術(ただし、別表2の付表に掲げる技術を除く。)	ち地域	(略)	(略)
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	い地域①	(略)	(略)	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術	い地域①	(略)	(略)
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	と地域②	(略)	(略)	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術	と地域②	(略)	(略)
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術	ち地域	(略)	(略)	外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であって、別表2の付表に掲げる技術	ち地域	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表2の付表1 (略)				別表2の付表 (略)			

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当する貨物に係るもの
 - (ロ) 貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当する貨物に係るもの
 - (ハ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号まで(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当する貨物に係るもの
- 2 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するもののうち、貨物等省令第6条第二号(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)に該当する貨物に係るもの
- 3 外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第三号に該当するもののうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当する貨物に係るもの

(新設)